

まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第99号 平成28年3月31日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03(3846)1437

FAX：03(3846)1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

<今月のことば>

「あとで」「終わってから」

「ゆっくりと」は、人から信頼されない



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第147話 歴史

中学・高校で日本史を習った。旧石器時代～縄文～弥生～古墳～飛鳥～奈良～平安～鎌倉～室町（南北朝・戦国）～安土桃山～江戸～明治時代というように年代順に習った。習った当時は、全て正しいことだと思っていた。

ところが人間を50年以上やっていると、歴史の見方が変わってくる。2000年以上生きているわけではないので、歴史の出来事を確認することは出来ないが、恐らく事実だろうと思っている。しかし、それが全てだとは思っていない。隠された出来事もあると思っている。解釈についても、大いに疑問を持っている。歴史は「勝者の歴史」と言うように、その時代の指導者たちによって、都合のいいように変えられているからだ。歴史の時代区分も政治的な区分である。

「温故知新」や「歴史は繰り返す」と言われるように、歴史には周期がある。この周期によって歴史を捉えると次の時代が見えてくる。見えては困る人が歴史を直線的に教えているのではないか？建国神話が歴史教科書に無いのも、明治以降の歴史を教えないのも、それが今の時代に都合がいいからではないのだろうか？

日本の歴史は、国土や言葉、習慣、風俗、伝統、文化にまだ残っている。この教科書に無い「庶民の歴史」を、次の世代に残していかなければならないと考えている。

平成28年3月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～3月の出来事～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 馬場さん

社長より報奨金が贈られます。



<早朝勉強会> (自由参加)

1日,8日,15日,22日,29日の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」でした。

<第20次富士山測り隊> (自由参加)

暖かくなってきましたので、毎年恒例の富士山測量観測「富士山測り隊」の活動を再開します。今年1回目の観測は5月28日(土)～29日(日)の2日間となっております。

去年は雨天中止が続いたので、今年は晴れることを祈って頑張りましょう！



<富士山測り隊 YouTube 掲載>

富士山測り隊の活躍ぶりを YouTube に公開しています。現在、第19次までの映像が見られますので、お楽しみください。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>

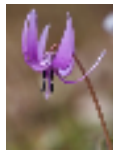
<高橋さん講師動画 YouTube 掲載>

今年2月に行われた相続アドバイザー養成講座・短期集中特別講座の様子を YouTube にアップしました！3分ほどの短い動画ですが、この講座では高橋さんが「相続と測量」というテーマで講師をしているので、ぜひご覧ください。



<https://www.youtube.com/watch?v=BojOKjGr3gU>


<今月の社員> 熊倉さん



はじめまして。自己紹介がてら、最近の事をお話させて頂きたいと思います(苦手な分野です)。

歩くのが好きで月に2~3回、山に出かけます。今年は雪山登山に初挑戦しました。

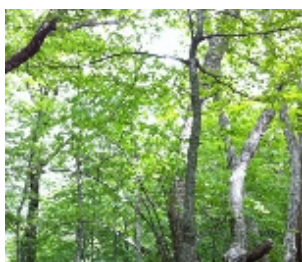
6本ツメのアイゼンを付け、膝までの新雪を踏み歩いたり、ウサギの足跡を発見したり、台湾リスと出会えたりと思いのほか楽しめました。

先日、JR大月駅北東にデ〜ンとそびえる岩殿山に行き、岩場、クサリ場を体験してきました。岩殿山山頂(634mでスカイツリーと同じ高さです)から、築坂峠→兜岩→天神山→稚児落とし→浅利の西コースです。参加者は男性4名を含む19名で、現地集合で殆んどひとり参加でした。途中、丸山公園でお花見三色団子を頂き、美味しかったです。

この日は暖かく、天気にも恵まれ(実は晴れ女です)、岩殿山山頂からの眺めは雄大で素晴らしく、桜と富士山の写真を撮りました。その後、岩場に挑戦、ガイドさんの指示通りトラバースは慎重に、鎖、岩のへこみ、木の根を頼りに一步一步確実に登っていくのです(腕の力の無さを再認識)

下を見ると恐怖でしたが、「まだまだ出来るぞ!」(負けず嫌いの私です)

登山道は変化に富んで楽しかったです。片栗の花、山藤、赤い山つつじ、特に紫の三葉



つつじが奇麗でした。新緑の芽ぶきが目にやさしく、風が心地良く感じられました。そして、元気になれた一日でした。

~.~.~ 4月の予定 ~.~.~

<4月のお誕生日>

- 8日 大橋(乙)さん
- 11日 馬場さん
- 17日 小川さんご主人
- 20日 大橋さん
- 28日 高橋さん奥様
- 29日 瀧口さん



<社長と面接> (希望者のみ)

7日, 14日, 21日, 28日 (毎週木曜日)
18:15~18:45です。

<現場打合せ> (グループ長以上参加)

4日, 11日, 18日, 25日 (毎週月曜日)
19:00~です。

<社長と飲み会> (自由参加)

4月23日(土) 18:30~となります。
5月は28日(土)の予定です。

<早朝勉強会> (自由参加)

5日, 12日, 19日, 26日 (毎週火曜日)
午前7:45~です。テーマは「測量作業手順の解説」です。

5月は10日, 17日, 24日, 31日 (毎週火曜日) 午前7:45~の予定です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

4月23日(土) 9:30~社内研修
13:00~大掃除
16:00~測量舎道場
5月の特別社内研修はありません。

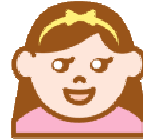
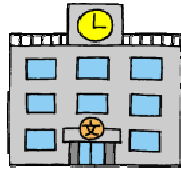


<高橋さん講師の予定>

4月からNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の「第37期 相続アドバイザー養成講座」が始まります。高橋さんは6月22日(水)に講師を務めます。テーマは「相続と測量」です。

<編集後記>

測量舎では社員やパートが誕生日を迎えると、職場の人たちみんなでお祝いしてくれます。その日はケーキも出るので、女性たちも大喜びです。この歳で「ハッピーバースデー」の歌を歌ってもらうのはちょっと恥ずかしいけど、一人ひとりの誕生日を祝ってくれるなんて、いい会社だなあといつも思います。(小川)



< 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

第16話 古代日本の相続 その10

今回は、聖徳太子についてお話しますが、その前に聖徳太子が活躍した時代とはどんな時代だったのかについてお話します。

聖徳太子が生きた時代は、6世紀後半から7世紀前半ごろです。この頃、中国では南北朝が統一され、強大な力を持った中央集権国家である隋が起こります。国内では日本初の女帝である推古天皇が即位します。また蘇我氏と物部氏とが対立していました。仏教を広めようとする蘇我氏と、神を崇める物部氏との争いです。当初、物部氏が優勢でしたが、聖徳太子の助力により蘇我氏が勝利し、物部氏は滅んで行きます。ちなみに、仏教は6世紀半ばには日本に伝わっていたようです。

次に聖徳太子の政治についてお話します。聖徳太子の政治を一言で言えば、身分制度を確立し、律令制を基にした中央集権国家を目指したのです。そのために制定されたのが、仏教の教えを基本とした冠位十二階と十七条憲法です。冠位十二階は、それまでの豪族による血族主義の政治がうまく行かないことから、能力のある者が政治を行うという、一代限りの能力主義の政治に変えていこうとするものです。この制度を日本全国に広めるため、共通のルールとして、十七条の憲法が出来たのです。聖徳太子は、政治を安定させるために仏教を取り入れました。そのため中国に遣隋使を派遣し、仏教を習得させるとともに、国民に対しても仏教を奨励したのです。

以上は教科書的な内容ですが、これを母系制社会から父系制社会への移行という観点からみると、当時の天皇制は、母系制社会そのものである氏族(豪族)たちの上に成り立っている、非常に不安定なものだったのです。これ

を天皇中心の中央集権国家にしようとするれば、父系制社会への転換が必要だったのです。天皇に権力と富を集中させるには、豪族の力を弱めなければなりません。そのためには母系制社会の中心にいる女性の力を削がなければなりません。まず仏教を奨励します。仏教の女性観は、「女は仏や菩薩になるためには、一度男にならなければ生まれ変わらない」とか、「女は一人で、男三千人分の罪業を負っている」などと、女性蔑視の観があります。仏教が国民に浸透すればするほど、女性の地位が低くなるという、聖徳太子の野望が仏教奨励の陰に隠れているのです。仏教を基にした冠位十二階や十七条憲法も、特定の豪族が権力を持つことを排除するための制度です。更に聖徳太子は、斑鳩宮において父子同居、夫婦同居という当時の母系制社会への挑戦とも言える、生活を営んでいます。母系制社会で成り立っている氏族(豪族)からすれば、自分たちへの実質的反乱です。母系制社会を維持しようとする氏族(豪族)にとって、聖徳太子は邪魔な存在です。

聖徳太子の死については謎が多く、暗殺の可能性も否定できないと言われています。聖徳太子の死後、聖徳太子の家族は蘇我蝦夷によって一家共々抹殺されます。これは、母系制社会と氏族制度の否定という観点から見れば、納得できるのではないのでしょうか？

聖徳太子が目指した天皇を中心とした中央集権国家はなかなか実現されず、蘇我氏が衰退した後は、藤原氏が天皇に娘を嫁がせ、外戚関係となり摂関政治を行います。しかし、聖徳太子が蒔いた父系制社会の種は、徐々に成長し、遂に父系制社会が実現することになるのです。聖徳太子の偉業は、冠位十二階や十七条の憲法ばかりではなく、母系制社会から父系制社会への転換の基礎を創ったことにあるのではないのでしょうか？

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<不動産登記Q&A> Vol.190

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には
どのようなものがあるのですか？（その15）

A 5. 土地の分筆の登記

土地の分筆の登記とは、1筆の土地を分割して数筆の土地とする登記をいいます。たとえば、8番の土地を分割して、これを8番1、8番2、8番3の3筆の土地とするものです。

この分筆の登記は、普通は1筆の土地の一部について、これを売却したり、抵当権を設定したり、処分制限の登記をしようというような場合に、それらの権利に関する登記の前提として申請されるものです。

分筆の登記は、普通は①所有者の申請によってされますが、例外的に、②代位申請によってされる場合と、③登記官によってされる場合とがあります。

② 代位申請による分筆登記

1筆の土地の一部の買主や、1筆の土地の一部について地上権を取得した者等は、地積測量図付き売買契約書や地上権設定契約書を保持している場合には、その目的部分が明確であるから、民法423条の規定により債権者代位権を行使して、分筆登記の代位申請を



することができます。

③職権による分筆登記

1筆の土地の一部が別地目となったり、1筆の土地の一部が地番区域を異にするに至ったときは、所有者からの申請がなくても、登記官は職権で分筆の登記をしなければなりません。

登記法上は、土地の地目というのは、1筆の土地をその用途によって特定し公示するためにつけるものであって、1筆の土地ごとに1つの地目をつけることになっています。だから、1筆の土地の一部が用途の変更により別地目となった場合には、その土地を1つの地目で特定することはできなくなります。つまり、その1筆の土地の利用上の単位性が失われてしまいます。したがって、このような事実が生じた場合には、その1筆の土地を地目別に分筆し、用途を変更した土地については地目の変更の登記をする必要があります。